(2) 普通作物

0 いね

【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している病害虫を駆除する ことにより、病害虫の密度低下を図る。
- ・けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及 び水質汚濁の防止を図る。
 - ・土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
 - ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。
 - ・作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
 - ・種子の更新等により、無病種子を使用する。
 - ・塩水選により、健全な種もみを選別する。
 - ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理等)する。
- ・品種の特性に応じた適正な種子量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成 に努める。
 - ・病害の発生が認められた苗は速やかに処分する。
 - ・代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
 - ・健全な苗を選抜し、移植する。
 - ・品種に応じた適切な密度または本数で移植する。
- ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。
- ・翌年の病害虫および多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に 耕起する。

- ・県の要防除水準や発生予察情報、ほ場の見回り、フェロモントラップの誘 殺消長等に基づき、適期防除に努める。
- ・農薬の使用に当たっては、人体危害防止に万全を尽くすとともに、薬剤の特性に留意し、飛散しにくい剤型を使用するなど、水産動植物や周辺環境への被害を防止する。

い「イネミズゾウムシ

ね

(予防に関する措置)

- 育苗箱施薬剤を施用する。
- ・越冬成虫の発生盛期(5月中下旬)を避けて移植する。
- ・周辺ほ場に比べて少しでも移植時期が早いと成虫の侵入が集中するため、移 植時期をできる限りそろえる
- ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。

(判断、防除に関する措置)

- ・ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。
- ・施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。

〈要防除水準〉

・5月5~6半旬の成虫密度が株当り 0.5 頭

コブノメイガ

(予防に関する措置)

・育苗箱施薬剤を施用する。

(判断、防除に関する措置)

- ・施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。
- ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り 等による被害株の早期発見に努める。
- ・普通期水稲では防除は飛来後第2世代幼虫期(8月中下旬)に行う。

〈要防除水準〉

・出穂期の上位3葉の被害葉率20%であるが、被害発生後では手遅れとなるため、予防的防除を行う。

い スクミリンゴガイ

ね

(予防に関する措置)

- ・水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。
- ・未発生の水田へ、本種を除草目的等で持ち込まない。
- ・苗の移植前(春季)または収穫後(秋季)に石灰窒素を施用する。
- ・食害を受けにくい中苗または成苗を移植する。
- ・発生は場での作業後には農機具を洗浄し、未発生は場への土壌を介した侵入 及びまん延防止に努める。
- ・冬季厳寒期(1月中下旬頃)にほ場の耕起を実施する。トラクターの耕起深度は浅く、回転数を上げて細かく砕土する。
- ・冬季に水路の泥上げを実施する。
- ・田面の低いところに本種が集まるため、田面の均平に努める。

- ・苗の移植期前に水田や水路の成貝を捕殺するとともに、卵塊を圧殺する。 (産卵6日後までの卵塊は水中に没するだけで殺卵効果がある)
- ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。
- ・苗の移植後3週間まで、本種の行動を抑制するために、水深1cmの浅水管理を実施する。
- ・要防除期間は6葉期頃までである。
- ・常発地帯では薬剤散布により食害防止を図る。

い セジロウンカ

ね

(予防に関する措置)

- ・密植及び窒素肥料の過剰施用を避け、イネ株が過繁茂にならないようにする。
- ・本種を含むウンカ類に効果の高い育苗箱施薬剤を使用する。

(判断、防除に関する措置)

- ・育苗箱施薬は施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。
- ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
- ・吸汁害防止のための防除時期は、主要飛来期から約2週間目(7月下旬頃)である。
- ・飼料用など新規需要米はセジロウンカの殺卵反応が弱い品種が含まれるため、このような品種では特に注意が必要である。

〈要防除水準〉

·飛来成虫数 6頭/株

ツマグロヨコバイ

(予防に関する措置)

- ・越冬世代成虫出現前に水田、休耕田を耕起し、寄主植物となるイネ科雑草を枯死させる。また、けい畔や裏作栽培ほ場の雑草を管理する。
- ・育苗箱施薬剤を施用する。
- ・育苗場所周囲の障壁(寒冷紗等)の設置により、育苗箱への本種の侵入を防ぐ。
- ・イネ収穫後は速やかにほ場を耕起し、再生稲を枯死させる。特に早期水稲で は再生株での発病株率が高いため収穫後のほ場耕起を必ず行う。

- ・育苗箱施薬は施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。
- ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

い トビイロウンカ

ね

(予防に関する措置)

- ・密植及び窒素肥料の過剰施用を避け、イネ株が過繁茂にならないようにする。
- ・本種を含むウンカ類に効果の高い育苗箱施薬剤を使用する。

(判断、防除に関する措置)

- ・育苗箱施薬は施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施 薬量を厳守する。
- ・発生予察情報による飛来情報、発生予想パターンやほ場内の見回り等に基づ き、適期に薬剤散布を実施する。
- ・短翅型雌率(短翅型雌個体数の雌個体数に占める割合)が80%以上のほ場では密度が高くなることが予想されるため、特に注意が必要である。
- ・防除時期は第1世代が主要飛来期から約1か月後、第2世代がその約1か月後である。
- ・普通期栽培では飛来後第2世代幼虫期(8月中~下旬頃)の防除が重要である。
- ・効果の高い薬剤を選択する。
- ・本種は株元に生息しているため、生育後期の散布では株元に薬剤が到達する ように留意する。

〈要防除水準〉 中老齢幼虫の合計数で判断

· 飛来後第1世代: 20 頭/100 株 7月中~下旬頃

· 飛来後第2世代: 100 頭/100 株 8月中~下旬頃

· 飛来後第3世代: 1,000 頭/100 株 9月~

い ニカメイガ

ね

(予防に関する措置)

- ・育苗箱施薬剤を使用する。
- ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。

- ・施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。
- ・発生地帯ではフェロモントラップにより発蛾最盛期を把握し、適期防除を実施する。防除は第1世代を対象に重点的に行う。第2世代による被害が大きくなりやすい。
- ・一般に、平坦地における発生は越冬世代が5月下旬~7月中旬(最盛期6月中・下旬)、第1世代が8月上旬~9月中旬(最盛期8月第4、5半旬)頃である。

い | 斑点米カメムシ類

ね (予防に関する措置)

- ・作期・品種を統一し、加害の集中を防止する。
- ・けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、イネ科雑草の減少 を図る。
- ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。
- ・水稲への侵入源となる水田けい畔や隣接する休耕田などの雑草を水稲の出穂 2週間前までに除草する。出穂直前になってから除草すると雑草に生息してい たカメムシを水田内へ追いやることになるため注意する。
- ・けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する場合は、近隣地域のほ場の収穫後 に行う。

(判断、防除に関する措置)

- ・ほ場の見回り等に基づき、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。
- ・防除適期は穂揃い期とその7~10日後の2回である。ただし、イネカメムシは出穂直後から籾を加害して不稔籾を生じさせるため、出穂期からの防除が必要である。防除に当たっては蜜蜂への影響を十分考慮して行う。

〈要防除水準〉

・被害許容水準を斑点米混入率 0.1%とすると、穂揃期に見取り調査してクモヘリカメムシとホソハリカメムシの合計虫数が 100 株あたり 2~4 頭のときに防除を行う。ミナミアオカメムシやイネカメムシは 1 頭当たりの斑点米形成量が多いため、出穂期以降に成虫の発生が確認されたら直ちに防除を行う。

い | ヒメトビウンカ(縞葉枯病)

ね

(予防に関する措置)

- ・越冬世代成虫出現前(2月)に水田、休耕田を耕起し、寄主植物となるイネ 科雑草を枯死させる。また、けい畔や裏作栽培ほ場の雑草を管理する。
- ・育苗場所周囲の障壁(寒冷紗等)の設置により、育苗箱への本種の侵入を防ぐ。
- ・本種を含むウンカ類に効果の高い育苗箱施薬剤を使用する。
- ・田植え時期を可能な限り遅らせる(麦収穫後の6月10日以降)。
- ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。
- ・常発地域では、可能であれば抵抗性品種を作付けする。
- ・イネ再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。

(判断、防除に関する措置)

- ・育苗箱施薬は施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。
- ・ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
- ・早期水稲では4~5月の侵入量は少ないため本田防除(6月中下旬)を中心とする。
- ・普通期水稲の防除時期は、7月中旬頃であるため、育苗箱施薬による防除を 基本とする。
- ・縞葉枯病が問題となる地域では、本種に効果の高い薬剤を選択する。

フタオビコヤガ

(予防に関する措置)

- 育苗箱施薬剤を使用する。
- ・常発地では稲わらの細断、土中への埋没、焼却等により蛹を機械的に死滅させる。

(判断、防除に関する内容)

- ・施薬量が不足すると残効期間が短くなるため、1箱当たりの施薬量を厳守する。
- ・ほ場の見回り等に基づき、常発地では、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。

い 稲こうじ病

ね

(予防に関する措置)

- ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。
- ・施肥基準を守り、窒素肥料の過剰施用を避け、特に常発地では窒素肥料が遅効きしないようにする。
- ・田植え前に転炉スラグまたは粒状苦土生石灰を土壌に施用、混和する。

- ・病粒とともに病籾を見つけ次第除去する。
- ・出穂前の適期に薬剤散布等を実施する。
- ・本田粒剤の出穂2~3週間前の水面施用を行う。
- ・無機銅剤で幼穂形成期~出穂10日前までに散布する。

いしいもち病

ね

【育苗期】

(予防に関する措置)

- ・常発地域では、抵抗性が強い品種を選ぶ。
- ・ 塩水選を行う。
- ・健全種子を使用する。
- ・必ず種子消毒(温湯浸漬、化学農薬処理、微生物農薬処理など)を実施する。
- ・厚播きにならないようには種する。
- ・育苗箱の覆土はもみが完全に隠れるように行う。
- ・育苗場所周辺に稲わらや籾がらを放置しない。
- ・過繁茂、軟弱苗は葉いもちが発生しやすいため、移植は遅れないようにす る。
- ・育苗期に窒素肥料を過剰施用しない。

(判断、防除に関する措置)

・発生が認められた苗は使用せず、育苗箱ごと適切に処分する。

【本田期】

(予防に関する措置)

- ・発病苗を水田に移植しない。
- ・本田の耕起前にケイ酸資材を施用する。
- ・施肥基準を守り、窒素肥料、緑肥及び穂肥の過剰な施用をしない。
- ・補植用の苗は本病の発生源となるため、早めに除去する。
- ・山間部では冷水かんがいを避ける。

- ・ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
- ・薬剤による防除適期は、葉いもちでは発生初期であり、遅れないように防除を行う。 穂いもちでは、予防的防除が重要であり、出穂直前の防除を基本とする。 常発地では出穂直前と穂揃い期に2回防除を行う。
- ・化学農薬の使用に際しては、耐性菌の発達回避のため同一系統の薬剤を連用しない。

い ごま葉枯病

ね

(予防に関する措置)

- ・健全種子を使用する。
- ・種子消毒(薬剤処理)を行う。
- ・育苗期間中に肥料切れしないように管理する。
- ・窒素肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。
- ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。
- ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。

(判断、防除に関する措置)

・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

白葉枯病

(予防に関する措置)

- ・耐病性品種を使用する。
- ・常発地では、予防的に育苗箱に粒剤を施用する。
- ・窒素過多にならないように施肥基準を守る。
- ・第一次伝染源のサヤヌカグサを掘り取って処分する。
- ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。
- ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。
- ・冬季に、本種の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。
- ・被害わら及び切り株は早めに耕起して埋却する。

- ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。

い「苗立枯病

ね

(予防に関する措置)

- ・汚染された床土を使用しない。
- ・前年と同じ育苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。
- ・育苗時の薬剤処理(土壌混和、土壌かん注)を行う。
- ・育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。
- ・催芽から育苗期間中、30℃以上にならないように温度管理に注意する。

(判断、防除に関する措置)

・発生が認められた苗は使用せず、多発した場合には育苗箱ごと適切に処分する。

ばか苗病

(予防に関する措置)

- ・ 塩水選を行う。
- ・健全種子を使用する。
- ・種子消毒(温湯浸漬、化学農薬処理、微生物農薬処理など)する。
- ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。
- ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、出 穂 2 週間前までに速やかに抜き取り、処分する。

- ・育苗時に発病苗を抜き取る。
- ・多発ほ場では広域的に発病株を抜き取る。

いしもみ枯細菌病

ね

【育苗期】

(予防に関する措置)

- ・ 塩水選を行う。
- ・健全種子を使用する。
- ・種子消毒(温湯浸漬、化学農薬処理、微生物農薬処理など)する。
- ・育苗箱、育苗施設の資材は良く洗浄し、清潔にする。
- ・育苗期間、特に浸種や催芽、出芽期間に 30℃以上の高温かつ高湿度にならないように管理する。
- ・育苗箱の床土のpHは5.0以上にしない。

(判断、防除に関する措置)

・常発地では、は種時期、育苗期を通じて予防的な体系防除を行う。

【本田期】

(予防に関する措置)

・窒素肥料の過剰施用により発病が助長されるため、適切な施肥管理を行う。

- ・常発地では、予防的な体系防除を行う。
- ・本病菌は出穂期頃の穂に感染し、出穂開花期に高温で降雨がある場合に発生 が助長されるため、この時期に薬剤散布を実施する。

い|紋枯病

ね

(予防に関する措置)

- ・施肥基準を守り、窒素肥料の過剰施用をしない。
- ・過繁茂にならないよう留意する。
- ・株間湿度が高まらないよう、密植栽培は避ける。
- ・代かき後に、田面に浮遊している第一次伝染源である菌核を、残さとともに 除去する。
- ・けい畔、水路等の雑草を除草する。

- ・常発地地域では、本病害に効果の高い育苗箱施薬剤を使用する。
- ・ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・早期栽培は出穂期、普通期栽培は出穂2週間~10日前に防除を行う。出穂期 以降高温多雨で経過し、病斑の上位進展が認められる場合は、補正防除を行 う。
- ・薬剤散布は病患部である株元に十分かかるようていねいに行う。

○ むぎ類

【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・輪作または田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫が発生したほ場での連作は行わない。
- ・作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
- ・網斑病など種子伝染性病害が栽培地帯・品種によっては増加しているため、 種子消毒の徹底を図る。
- ・オオムギ縞萎縮病の発生地域においては、耐病性品種の導入・小麦への転換等による防除を推進する。
- ・窒素肥料の過剰施用を避ける。
- ・除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に施用する。
 - ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。

- ・県の発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期防除に努める。
- ・農薬の散布に当たっては、人体危害防止に万全を尽くすとともに、薬剤の 特性に留意し、飛散しにくい剤型を使用するなど、水産動植物や周辺環境へ の被害を防止する。

むぎ類共通

赤かび病

(予防に関する措置)

- ・健全種子を用いる。
- ・窒素肥料を過剰施用すると開花が揃わず感染期間が長くなるため、適正施肥 を行い、過剰な追肥を行わない。
- ・倒伏防止に努める。
- ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。

(判断、防除に関する措置)

- ・小麦、裸麦(開花受粉性)では開花期(出穂後 7~10 日)、閉花受粉性の二条大 麦については、葯殻が押し出されてくる穂揃期後約 10 日に重点をおいて薬剤散 布等を実施する。
- ・降雨等の天候不順が続く場合には、第一回目散布の7~10日後に追加の薬剤 散布を実施する。なお、薬剤毎で収穫前の使用規制日数は異なるため、使用時 期を遵守する。
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系 統の薬剤によるローテーション散布を行う。

うどんこ病

(予防に関する措置)

- ・抵抗性品種を使用する。
- ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。
- ・軟弱、過繁茂に生育すると多発するため適期、適量をは種し、適正施肥を行う。

(判断、防除に関する内容)

- ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発病を認めたら直ちに薬剤散布を行う。
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の 薬剤によるローテーション散布を行う。

むぎ類共

通

さび病

(予防に関する措置)

- ・適期は種を行う。
- ・窒素肥料の過剰施用や晩期の追肥を避ける。
- ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。

(判断、防除に関する措置)

・防除は発病初期に行うことを基本とする。発生前の防除は、出穂初期から穂 ぞろい期に $1\sim2$ 回行う。

大麦

網斑病

(予防に関する措置)

- ・種子伝染性病害であるため、健全種子を用いる。
- ・種子消毒(薬剤処理)を実施する。
- ・は種時期が遅れないようにする。
- ・「麦→大豆→麦」体系を続けると、第一次伝染源である被害残さが残存しや すいため、本病が多発したほ場では、2年以上水田に転換するのが望ましい。

- ・発病株の残さは第一次伝染源となるため、ほ場にていねいにすき込む等適正 に処分する。
- ・節間伸長開始時期までに発生を確認した場合、早めに薬剤の茎葉散布(補正防除)で対応する(前年に発生したほ場は特に留意する)。

小麦

黄斑病

(予防に関する措置)

- ・発生ほ場では水田との輪作に切り替えるか、麦種を小麦から大麦に切り替える。
- ・「麦→大豆→麦」体系を続けると、第一次伝染源である被害残さが残存しや すいため、本病が多発したほ場では、2年以上水田に転換するのが望ましい。

- ・発病株の残さは第一次伝染源となるため、ほ場にていねいにすき込む等適正 に処分する。
- ・出穂期までに防除を行い、発病程度を低く抑える。

〇 豆類

【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・輪作または田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫が発生したほ場で の連作は行わない。
 - ・作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
- ・タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料 の使用を避ける。
- ・種子伝染性病害対策が重要であるため、種子更新及び良質種子の選定を推 進する。
- ・種子消毒 (薬剤処理)を徹底する。
- ・適正な裁植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ 大きな面積で一斉には種する。
- ・は種・発芽時の鳥害を防止し、株数の確保を図る。
- ・初期生育の確保や土壌伝染性病害虫の予防のため、高畝栽培や畝立と同時には種を行う。
- ・ほ場内及びその周辺の雑草の管理を行い、病害虫の密度を低下させる。
- ・雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。
- ・土壌病害が多発した場合には、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により深くすき込みを行う。
- ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。

- ・県の発生予察情報、ほ場の見回り、フェロモントラップの誘殺消長等に基づき、適期防除に努める。
- ・ウイルス病や土壌伝染性病害の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- ・除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に施用する。
- ・農薬の散布に当たっては、人体危害防止に万全を尽くすとともに、薬剤の 特性に留意し、飛散しにくい剤型を使用するなど、水産動植物や周辺環境へ の被害を防止する。

だいず

アブラムシ類

(予防に関する措置)

・ほ場内及びその周辺の雑草(クローバー等のマメ科植物及びナス科植物)の 除草等を行い、本種による伝染性ウイルス病の予防を図る。

(判断、防除に関する措置)

・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

吸実性カメムシ類

(予防に関する措置)

・ほ場内及びその周辺の雑草の除草等を行い、発生密度の低下を図る。

(判断、防除に関する内容)

- ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・9月中下旬の開花期後30日前後(9月中下旬)に第1回目の防除を行う。多発生の場合は、その後7~10日後に2回目の防除を行う。
- ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう、丁寧に散布する。

ハスモンヨトウ

(予防に関する措置)

・葉裏に群生している若令幼虫を白変葉ごと除去する。

- ・ほ場の見回りやフェロモントラップ等により発生状況を把握し、初期防除に努める。
- ・薬剤感受性の低下を防ぐため、異なる系統の薬剤を用いたローテーション散布 を実施する。
- ・中老齢幼虫になると薬剤の防除効果が低下するので、若齢幼虫のうちに防除を 徹底する。
- ・BT剤など微生物農薬を活用する。

だいず

フタスジヒメハムシ

(予防に関する措置)

- ・収穫後にほ場内の落葉を除去するか、土中にすき込むと、翌年の発生を少なくできる。
- ・連作を避ける。

(判断、防除に関する内容)

- ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
- ・子実肥大期に、成虫を対象にカメムシ類と同時防除を行う。

紫斑病

(予防に関する措置)

- ・抵抗性品種を使用する。
- ・種子伝染性病害であるため、健全な種子を使用する。
- ・種子消毒(薬剤処理)を行う。
- ・連作を避ける。
- ・収穫、乾燥、脱穀は遅れないようにする。

(判断、防除に関する措置)

- ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。
- ・開花後3~5週の間に1~2回カメムシ類と同時防除を行う。
- ・発病株は集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。

葉焼病

(予防に関する措置)

- ・抵抗性品種を用いる。
- ・種子伝染性病害であるため、健全な種子を使用する。
- 発病した畑では連作をせず、他の作物を輪作する。

- ・開花期までに初発生を認めたら、直ちに薬剤を散布する。
- ・発病株は集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。